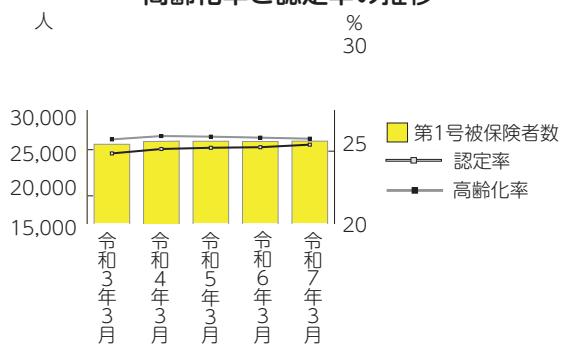


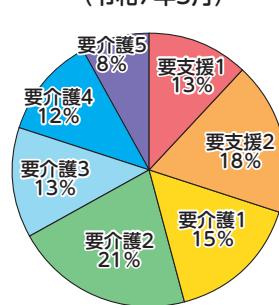
介護保険

問合先 介護保険課

高齢化率と認定率の推移



介護認定の状況 (令和7年3月)

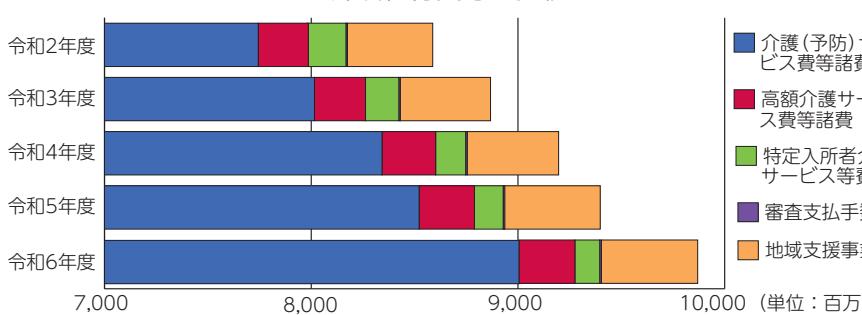


令和7年3月末の第1号被保険者数は、26,011人、高齢化率は26.2%となっています。そのうち、6,369人が要介護(要支援)認定を受けており、

認定率は24.5%となっています。高齢化率は昨年と比べて低くなっていますが、認定率は高くなっています。

また、令和7年3月の介護認定の状況をみると、要支援の認定を受けている人が31%、要介護認定を受けている人が69%となっています。介護度別の割合を見ると、要介護1と要介護2の人の合計が36%、要介護3か

介護給付費等の推移



今後も安定した介護保険制度の運営を行うには、被保険者一人ひとりのご協力が必要となります。高齢者ご自身の健康増進、保険料の納付にご理解ご協力ををお願いします。

ら要介護5が33%で、要支援を含めた軽度者の割合が高く、この傾向に大きな変化は見られません。次に、介護給付費等の状況をみると、令和6年度の総合計は99億3千万円となり、令和5年度に比べ、5.65%の伸びとなり年々増加しています。介護給付費は介護保険料算定の基礎となる金額です。そのため、市では負担の公平性や給付の適正化を図るために、不要なサービスが提供されていないかなどをチェックする介護給付費等適正化事業の取組を進めています。

今後も安定した介護保険制度の運営を行うには、被保険者一人ひとりのご協力が必要となります。高齢者ご自身の健康増進、保険料の納付にご理解ご協力ををお願いします。

身体障害者手帳などの交付を受けない人でも、65歳以上で介護保険の要介護・要支援認定を受け、寝たきり状態や認知症などの症状が一定の基準を満たし、「障害者または特別障害者に準ずる」と認められる場合には、「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることができます。特別障害者に準ずる」と認められる場合には、「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることができます。

■おむつ代の医療費控除

寝たきりなどで、おむつを使用している場合、確定申告の際に、おむつ代の領収書に医師が作成した「おむつ使用証明書」を添付することで、医療費控除を申告することができます。また、介護保険の要介護・要支援認定を受け、主治医意見書より寝たきり状態にあることおよび失禁への対応としてカテーテルを使用していること、または尿失禁が発生しているもしくはその発生可能性があることが確認できる場合、市が発行する「おむつ使用確認書」を「おむつ使

用証明書」に代えることができます。1年間(1月~12月)に納付した介護保険料の合計金額を記載した「介護保険料納付額確認書」を来年1月末に送付します。

料控除

徴収(納付書・口座振替)で納めた介護保険料がある人には、1年間(1月~12月)に納付した介護保険料の合計金額を記載した「介護保険料納付額確認書」を来年1月末に送付します。

※介護保険料を全額特別徴収(年金天引き)で納めている人には送付しませんので、日本年金機構などから送付される源泉徴収票を利用してください。

■介護保険「要介護・要支援認定者」の障害者控除

「障害者控除対象者認定書」(400円)が必要です(即日交付はできません)。

■確定申告にかかる証明

る場合があるので、詳しくは問い合わせてください。

「おむつ使用確認書」の交付を受ける場合は、証明手数料(400円)が必要です(即日交付はできません)。

